

八丈町地域防災計画

風水害編
(令和3年度修正)

八丈町防災会議

目 次

第1部 風水害に強い八丈町を目指して

第1章 計画の方針	3
第1節 目的及び前提	3
第2節 計画の性格	3
第3節 構成	3
第4節 計画の修正等	3
第5節 他の法令に基づく計画との関係	3
第6節 計画の習熟	4
第2章 八丈町の概況と災害	5
第1節 八丈町の概況	5
第2節 風水害の概況	5
第3章 町、都及び防災機関等の役割	6

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策	9
第1節 水防対策	9
第1 基本的な考え方	9
第2 水防活動	9
第2節 高潮・津波等対策	9
第1 高潮等対策	9
第2 津波等対策	9
第3節 竜巻等突風対策	9
第4節 がけ崩れ、地すべり、土石流対策	10
第1 基本的な考え方	10
第5節 土砂災害に関するソフト対策	10
第1 土砂災害防止法	10
第2 土砂災害警戒区域等の指定	10
第3 土砂災害警戒情報の取扱い	10
第4 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供	10
第5 要配慮者利用施設対策	11
第6 避難体制等の整備・確立	11
第2章 公共的施設対策	12
第1節 ライフライン施設	12
第1 電力施設	12
第2 水道施設	12
第3 通信施設	12
第2節 道路及び交通施設等	12
第1 道路・橋梁施設	12
第2 空港施設	12
第3 港湾施設	12
第3節 危険物保安対策	12
第1 危険物施設の安全化	12
第2 高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	12
第4節 農林水産施設	13
第1 農地・農業用施設	13
第2 水産施設	13
第5節 森林・林業施設	13

第3章 応急活動拠点等の整備	14
第1節 活動庁舎等の整備	14
第4章 地域防災力の向上	15
第1節 自助による町民の防災力の向上	15
第1 町民による自助の備え	15
第2 防災意識の啓発	15
第3 防災教育の充実	15
第4 防災訓練の充実	16
第5 外国人支援対策	16
第2節 地域による共助の推進	16
第3節 消防団の役割と活動体制の整備	16
第4節 事業所による自助・共助	16
第5節 町民・行政・事業所等の連携	16
第5章 ボランティア等との連携・協働	17
第1節 一般のボランティア	17
第2節 登録ボランティア	17

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制	21
第1節 町の活動体制	22
第2節 都の活動体制	22
第3節 救助・救急対策	22
第4節 応援協力・派遣要請	22
第5節 防災関係機関の活動体制	23
第2章 情報の収集・伝達	24
第1節 情報連絡体制	24
第2節 災害予報警報等の伝達	24
第1 情報収集・伝達体制	24
第2 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）	24
第3 特別警報が発表された時の情報の共有	25
第4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有	25
第5 土砂災害警戒情報	27
第6 土砂災害警戒情報の伝達	27
第3節 被害状況等の報告体制	27
第4節 災害時の広報及び広聴活動	27
第3章 水防対策	28
第1節 水防情報	28
第1 気象情報	28
第2節 水防機関の活動	28
第1 水防の責任及び機構等	28
第4章 警備・交通規則	29
第1節 警備活動	29
第1 警備態勢	29
第2 警備活動	29
第2節 交通規制	29
第3節 海難防止対策	30

第5章 医療救護等対策	31
第1節 初動医療体制	31
第2節 保健衛生・防疫体制	31
第3節 医薬品・医療資器材の供給	31
第4節 遺体の取扱い	31

第6章 避難者対策	32
第1節 避難体制の整備	33
第2節 避難指示等の判断・伝達	33
第1 高齢者等避難、避難指示	33
第2 避難指示等の判断基準等	34
第3 警戒レベルを用いた避難指示等の発令	34
第3節 避難誘導	34
第4節 避難所の指定	34
第5節 開設・管理運営	34
第6節 被災者の他地域への移送	34
第7節 要配慮者の安全確保	34

第7章 物流・備蓄・輸送対策	35
第1節 飲料水の供給	35
第2節 食料・生活必需品等の供給	35
第3節 備蓄・調達物資の輸送	35
第4節 輸送車両等の確保	35

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	36
第1節 ごみ処理	36
第2節 トイレの確保及びし尿処理	36
第3節 障害物の除去	36
第4節 災害廃棄物処理	36

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	37
第1節 水道施設	37
第2節 電気施設	37
第3節 高圧ガス施設等	37
第4節 通信施設	37

第10章 公共施設等の応急・復旧対策	38
第1節 公共土木施設等	38
第1 道路・橋梁	38
第2 河川、海岸施設等の応急対策	38
第3 港湾・漁港施設	38
第4 空港施設	38
第5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等	38
第2節 社会公共施設等	38

第11章 応急生活対策	39
第1節 被災宅地の危険度判定	39
第2節 住家被害認定調査及び罹災証明発行	39
第3節 被災住宅の応急修理	39
第4節 応急仮設住宅の供給	39
第5節 町営住宅の応急修理	39
第6節 建設資材等の調達	39
第7節 被災者の生活確保	40
第8節 義援金の取扱い	40

第12章 災害救助法の適用	41
第1節 災害救助法の適用	41

第13章 激甚災害の指定	42
第1節 激甚災害制度	42

第 1 部 風水害に強い八丈町を目指して

第1章 計画の方針

第1節 目的及び前提

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、八丈町防災会議が作成する計画であって、八丈町の風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、津波、地滑りその他の異常な自然現象）等に対処するため、町及び地域の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について町民及び事業者の積極的な協力とあわせ防災活動を総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、風水害等に対処するための基本的な計画を定めるものであり、八丈町地域防災活動の指針として位置づける。
- 2 八丈町の各課・消防本部・各事務局・出張所等及び関係機関は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な計画を定め、その推進に努めるものとする。

第3節 構成

この計画には、町、都、防災機関、町民及び事業者が行うべき風水害対策を記載している。

構成	主な内容
第1部 風水害に強い八丈町を目指して	八丈町の概況と災害、施設の概要、町及び防災機関の役割
第2部 災害予防計画	町及び防災機関等が行う予防対策、町民及び事業者等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後（発生の恐れのある場合も含む）に町及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用

第4節 計画の修正等

この計画は、町をとりまく諸条件の変化をみきわめ、必要に応じて修正を加えるなどその弾力的な運用を図っていくものである。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく全国総合開発計画等）の防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

防災機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実戦的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 八丈町の概況と災害

第1節 八丈町の概況

震災対策編第1部第2章第1節「八丈町の概況」P5に準ずる。

第2節 風水害の概況

町では、昭和50（1975）年10月に瞬間最大風速67.8 m/s 台風が来襲し、人的な被害は少なかったものの住家被害や生活関連施設の被害が甚大であった。近年においても瞬間最大風速の強い台風の影響による被害が発生しており、土木施設への被害や停電、断水など町民生活に関わる被害が発生している。土砂災害は、大正6（1917）年に死者がでる大きな被害が発生しており、家屋被害、運転中の町民が巻き込まれる被害も発生している。なお、すべて坂上地域内に位置する末吉地域で発生している。竜巻被害は、昭和39（1964）年、平成9（1997）年に発生した記録があり、重傷者が多数でたほか、住家被害が発生している。

なお、八丈町は昭和50（1975）年10月5日の台風被害を機に、台風及び地震等の災害予防に関する条例を制定した。また、10月5日を防災の日とし、毎年防災訓練を実施している。

表 八丈町の災害記録

	時期	被害	内容
土砂災害	大正6（1917）年 12月13日	死者 17人 負傷者 10人	末吉名古山が突然崩壊した。
	昭和48（1973）年 9月19日	一部土砂が民家に流入	名古の展望台と名古地区の中間付近が約150m ³ 崩落した。
	平成10（1998）年 9月7日	軽傷者 1人	1時間に70mmを超える雨により名古川から土石流などが発生し、土砂にまきこまれ、運転していた男性が軽傷を負った。
台風	昭和13（1938）年 9月24日	死者 1人 行方不明者 12人 重軽傷者 33人	南南西の風37.3 m/s（瞬間最大風速60m）被災場所として南側の末吉地域が最大であり、人的被害のうち死者・行方不明者は漁船遭難によるものである。
	昭和50（1975）年 10月5日	重軽傷者 85人 被災者数 6,771人	瞬間最大風速67.8 m/s 台風来襲が日没前であったこと、通過速度が早かったため、人的被害が少なかったといわれ、不幸中の幸いであったが、住家被害等や生活関連施設の被害が甚大であった。
	平成7（1995）年 9月17日	軽傷者 1人	瞬間最大風速46.3 m/s 中之郷漁港では、1000t以上もある防波堤のケーソンが消失し、陸揚げされていた漁船7隻全てが破損流失した。
	平成15（2003）年 9月22日	全壊 6棟 半壊 19棟 一部損壊 154棟	瞬間最大風速59.5 m/s、雨量84 mm/h、約1500戸停電（完全復旧は25日） 約8割の世帯で断水（完全復旧は23日夕方）
	平成25（2013）年 10月16日	全壊 2棟 半壊 11棟 一部損壊 83棟	瞬間最大風速44.7 m/s 島内全域停電（完全復旧は16日午後3時）
	令和2（2020）年 10月11日	一部損壊 7棟 土砂災害 5箇所	瞬間最大風速25.5 m/s 台風接近前から前線の影響で雨が降り続き、5日間の合計雨量は700mmを超えた。
竜巻	昭和39（1964）年 1月17日	重軽傷者 16人 全壊 4棟 半壊 21棟	中之郷方面から末吉海岸を通過し中心が通った洞輪沢では、末吉漁協と民家が巻き込まれ22世帯が被災した。
	平成9（1997）年 11月17日	重傷者 1人 軽傷者 5人 全壊 4棟 半壊 4棟 一部損傷 49棟	大賀郷で発生し、東北東に3.5 km 進み海上に抜け屋根等が巻き上げられ、樹木やフェンスがなぎ倒された。

第3章 町、都及び防災機関等の役割

震災対策編第2部第1章第2節「町、都及び防災機関等の役割」P21に準ずる。

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 水防対策

第1 基本的な考え方

水防とは、水防法第1条の規定に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

水防活動とは、洪水や高潮の場合に、河川の巡視を行い、危険な場合には土のうの積上げ、シートを設置等、水害の被害を未然に防止・軽減する活動の総称である。

第2 水防活動

町は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強いので、台風の勢力・通過コースによっては、住家や公共土木施設に損壊や冠水等の被害が発生する可能性が高い。過去にも台風による住家や公共土木施設等の被害、また大規模な停電、断水等の町民生活に支障をきたす被害を受けている。また、小規模であるが一部地域において道路の冠水や床下浸水被害も発生している。

町及び都は、気象情報に基づく非常配備態勢や、消防団、警察、各防災関係機関との連携による情報連絡体制を確立し、水防活動体制を構築するほか、資機材の整備を進める。

また、暴風雨による警戒、巡視、自主避難者等に対する応急活動について定め、発災時に対応できる体制を整える。

第2節 高潮・津波等対策

第1 高潮等対策

高潮は、台風などの低気圧によって海面が吸い上げられ、強い風によって海面が吹き寄せられることにより、海面が上昇する現象である。

八丈島は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強い。波浪による侵食の防止及び高潮津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備等対策を推進する。

(震災対策編第2部第5章第5節【予防対策】第1「海岸保全、港湾、漁港施設の整備」P96に準ずる)

第2 津波等対策

平成23年に発生した東日本大震災では、主に太平洋沿岸地域では想定を上回る津波被害が発生した。これを受け、南海トラフ巨大地震による国の新たな被害想定が発表され、都は、平成25年5月に島ごとの詳細な被害想定を提示した。町では、新たな被害想定に対応した防災対策の強化が求められている。津波対策については、地域防災計画震災対策編を参照するものとする。

(震災対策編第2部第5章「津波等対策」P93 及び別冊資料「南海トラフ地震防災対策推進計画」に準ずる)

第3節 竜巻等突風対策

竜巻は予測が難しく、具体的な行動がとりにくいという特徴があり、対応が困難な災害である。しかしながら、町では、過去に竜巻被害が発生しており、発生に備えた対策の検討を進めていく必要がある。

町は、竜巻等突風から身を守るための日頃の備えに関する広報・啓発を推進する。また、竜巻

注意報や前兆現象など情報収集、伝達体制の整備を行う。

第4節 がけ崩れ、地すべり、土石流対策

第1 基本的な考え方

八丈島は急峻な地形と火山地帯特有の透水性に富んだ地質のため、通常は流水が無く、その存在さえ判別しがたい溪流が39箇所存在する。末吉地域の芦川が昭和57年度に準用河川に指定されているが、そのほかは、「普通河川」となっている。八丈支庁では、土石流等による土砂災害の発生を抑制するため、普通河川の一部を砂防指定地に指定し（砂防河川）、砂防設備の整備と管理を進めている。

がけ地や急傾斜地の崩壊や土石流等の災害は、地震又は降雨等に起因することが多く、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては死傷者を伴うことなどが特徴とされている。そのため、がけ崩れ・地すべり・土石流等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等森林維持を図る必要がある。また、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告等、土砂災害防止法に基づくソフト対策を推進する。

（震災対策編第2部第3章第5節【予防対策】第1－3「がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止」P52に準ずる）

第5節 土砂災害に関するソフト対策

第1 土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

第2 土砂災害警戒区域等の指定

平成28年、29年の基礎調査をもとに町内合計562か所が土砂災害警戒区域に指定されており、うち543か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

町は、ハザードマップを公表するなど町民に対して情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

第3 土砂災害警戒情報の取扱い

気象庁及び東京都建設局が発表する土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表される。

第4 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供

土砂災害防止法（法第26条、27条）に基づき、河道閉塞や火山の噴火に伴う土石流といった、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、地滑りの場合は都が緊急調査を行う。

町は、土砂災害防止法（第29条）に基づき、国または都から通知された、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、町民に周知する。

第5 要配慮者利用施設対策

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第4「要配慮者対策」P188に準ずる)

第6 避難体制等の整備・確立

土砂災害防止法（法第7条）に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項（情報の収集・伝達、避難指示等の発令基準、避難所の開設・運営、要配慮者への支援、防災意識の向上）を定め、円滑な避難体制を確保する。

避難指示等の発令基準については、内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定・見直しを図る。

(避難指示等の発令基準は、震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第1「避難の指示」P191に準ずる)

第2章 公共的施設対策

災害による公共的施設等への被害は、社会、経済活動及び町民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の避難、救護等の応急活動に支障をきたすこととなる。

このため、これら各種施設の耐震性の強化等、予防措置を積極的に推し進め、万全の対策をとることにより被害を最小限にとどめる。

第1節 ライフライン施設

第1 電力施設

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第6「電力施設」P74に準ずる)

第2 水道施設

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第5「水道施設」P74に準ずる)

第3 通信施設

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第7「通信施設」P75に準ずる)

第2節 道路及び交通施設等

第1 道路・橋梁施設

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第1「道路・橋梁」P71に準ずる)

第2 空港施設

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第3「空港施設」P73に準ずる)

第3 港湾施設

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第4「港湾・漁港施設」P73に準ずる)

第3節 危険物保安対策

第1 危険物施設の安全化

(震災対策編第2部第3章第5節【予防対策】第3-2「出火の防止、危険物施設の安全化」P59に準ずる)

第2 高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(震災対策編第2部第3章第5節【予防対策】第3-3「高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化」P60に準ずる)

第4節 農林水産施設

第1 農地・農業用施設

風水害の発生によって周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、耐風強化型パイプハウスの導入等、災害に強い施設整備を推進し、地域の安全性の確保を図る。

第2 水産施設

水産施設は、海岸、港湾地区に集中しているため、風水害を受けやすい状態にある。漁港に関する施策は次のとおりである。

1 漁港

(震災対策編第2部第4章第5節【予防対策】第4「港湾・漁港施設」P73に準ずる)

2 水産施設

水産施設の多くは、海岸、港湾地区に集中している。

これらのうち、災害を受けやすい状態にある施設については、管理者に対する各種指導により施設の防災対策を行っている。漁港の施設の防災計画の策定に当たって、水産施設についてもあわせて配慮する。

第5節 森林・林業施設

(震災対策編第2部第3章第5節【予防対策】第1－3「がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害等の防止」P52に準ずる)

第3章 応急活動拠点等の整備

第1節 活動庁舎等の整備

(震災対策編第2部第6章第5節【予防対策】P104に準ずる)

第4章 地域防災力の向上

災害時には、町民や事業所等の迅速な活動が不可欠である。

このため、町を始め各防災機関は、町民及び事業所等地域の防災行動力向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

第1節 自助による町民の防災力の向上

第1 町民による自助の備え

- 1 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 2 早期避難の重要性を理解しておく。
- 3 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況等を覚えておく。
- 4 町で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対応を講じる。
- 5 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 6 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 7 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。食料や生活必需品等を多めに備蓄するよう努める。
- 8 台風等が近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 9 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 10 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難先・避難経路の確認を行っておく。
- 11 都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。
- 12 気象情報や町の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 13 町・都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 14 自治会・地区組織等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 15 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 16 避難行動要支援者がいる家庭では、町が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2 防災意識の啓発

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-2「防災意識の啓発」P33に準ずる)

第3 防災教育の充実

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-3「防災教育の充実」P34に準ずる)

第4 防災訓練の充実

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-4「防災訓練の充実」P35に準ずる)

第5 外国人支援対策

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1-5「外国人支援対策」P36に準ずる)

第2節 地域による共助の推進

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第1「自助による町民の防災力向上」P32に準ずる)

第3節 消防団の役割と活動体制の整備

町では、台風等の災害から、地域の安全と安心を守るための様々な活動の一端を消防団が担っている。風水害の被害を最小化し、町民への情報伝達、避難誘導等の諸活動を円滑に行うため、消防団の活動体制の充実を図る。

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第3「消防団の活動体制の充実」P37に準ずる)

第4節 事業所による自助・共助

事業所は、風水害を想定した自衛消防訓練等を行い、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第4「事業所による自助・共助の強化」P38に準ずる)

第5節 町民・行政・事業所等の連携

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第6「町民・行政・事業所等の連携」P42に準ずる)

第5章 ボランティア等との連携・協働

第1節 一般のボランティア

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第5-1「一般ボランティア」P41に準ずる)

第2節 登録ボランティア

(震災対策編第2部第2章第5節【予防対策】第5-2「登録ボランティア」P41に準ずる)

第5章 ボランティア等との連携・協働
第1節 一般のボランティア

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制

大規模な風水害が発生した場合または発生する恐れのある場合に、八丈町災害対策本部を設置するとともに、都又はその他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

機関名	発災前			発災・被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
	【情報連絡態勢】	【初動配備態勢】	【非常配備態勢】		→
町	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集、分析、伝達 → ○気象庁ホットライン(随時) → ○注意報等の受信、伝達 ○警報等の受信、伝達 ○特別警報等の受信、伝達 ○災害対策本部の設置、都へ報告 ○応援協力・派遣要請 ○防災活動機関との連携 ○水防活動 ○警備・交通規制 ○医療救護活動 ○高齢者等避難 警戒レベル3 ○要配慮者の避難誘導 ○避難所開設準備、開設 ○避難指示 警戒レベル4 ○避難誘導 ○避難所運営 ○物流・備蓄・輸送対策 ○ごみ処理、トイレの確保等 ○ライフラインの応急・復旧対策 ○公共施設の応急・復旧対策 ○応急生活対策 ○災害救助法の適用 ○激甚災害の指定 				

第1節 町の活動体制

町は、行政区域に風水害等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、町地域防災計画及び都地域防災計画の定めるところにより、都、指定地方行政機関等ならびに町内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

町は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、八丈町災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第1「初動態勢」P109に準拠する。)

災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

町は、災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第1「初動態勢」P109に準拠する。)

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

町の地域に災害救助法が適用されたときは、町長(町本部長)は、都知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第3「防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)」P138に準拠する。)

第2節 都の活動体制

支庁は、町との連絡体制の強化に向け、災害時における初動対応マニュアル等の策定を実施する。

警報発令時など災害発生の危険性が高まっている場合、支庁は町役場に連絡員を派遣するなどし、次の内容等について把握するとともに、必要に応じて都総務局(総合防災部)への情報伝達を実施する。

- 1 災害対応体制
- 2 島内の避難状況(要配慮者及び観光客を含む。)
- 3 被害発生状況(人的被害、家屋被害、道路被害等)
- 4 支援等のニーズ

第3節 救助・救急対策

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第2「消火・救助・救急活動」P120に準ずる)

第4節 応援協力・派遣要請

(震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3「応援協力・派遣要請」P122に準ずる)

第5節 防災関係機関の活動体制

暴風、津波、高潮、洪水、内水氾濫等により、大規模な風水害の発生の危険がある時又は発生した時は、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び協力機関は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、町が実施する応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。また、災害応急対策に必要な組織・職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第1「活動方針」P136、第3「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」P138に準ずる。)

第2節 災害予報警報等の伝達

第1 情報収集・伝達体制

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局、支庁及び気象庁に通報する。

災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに町内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び町民等に周知する。

特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自治会等に伝達するとともに、警察、消防機関、支庁等の協力を得て、町民に周知する。

大津波警報・警報及び注意報についての伝達・周知をする。

その他、震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第1「活動方針」P136、第3「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」P138に準ずる。

第2 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、町及び都と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。

町は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁東京管区气象台に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、町及び都に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を町及び都に対し、直接実施する場合がある。

ホットラインにより得られた情報や判断について、町及び都が必要と認める場合には、関係機関等へ提供する。

第3 特別警報が発表された時の情報の共有

特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。町は、関係機関と連携し、最大限の警戒を呼びかける。気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

町は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT から通知を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに町民に周知する。

上表のとおり、大雨特別警報は数十年に一度の降雨量という基準が設けられており、50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表されるため、島しょ部は発表されにくい地理的条件にある。土砂災害については、発表条件として災害発生との結びつきが強い指数が導入されたため、島しょ部で大雨特別警報が発表されにくい条件は解消されたが、浸水害については、引き続き大雨特別警報が発表されにくい条件にある。このため、島しょ部において局地的に50年に一度の記録的な大雨が観測された場合には、ホットライン等を用いて、可能な限り気象台から町長及び都に、特別警報に相当する危機感を伝えることとしている。

第4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

(1) 気象庁は、段階的に次のような情報を提供する。

① 予告的な気象情報

低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

② 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

③ 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測等から、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。

④ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表される。

(2) 町内において竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

町は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁等とも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての町民に対する周知、啓発等に努める。竜巻等を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに支庁及び気象庁に通報する。

気象庁または都を通じて伝達された情報は、大雨警報の伝達に準じ、町民や防災関係機関へ伝達する。

＜竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）＞

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻等の突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

第5 土砂災害警戒情報

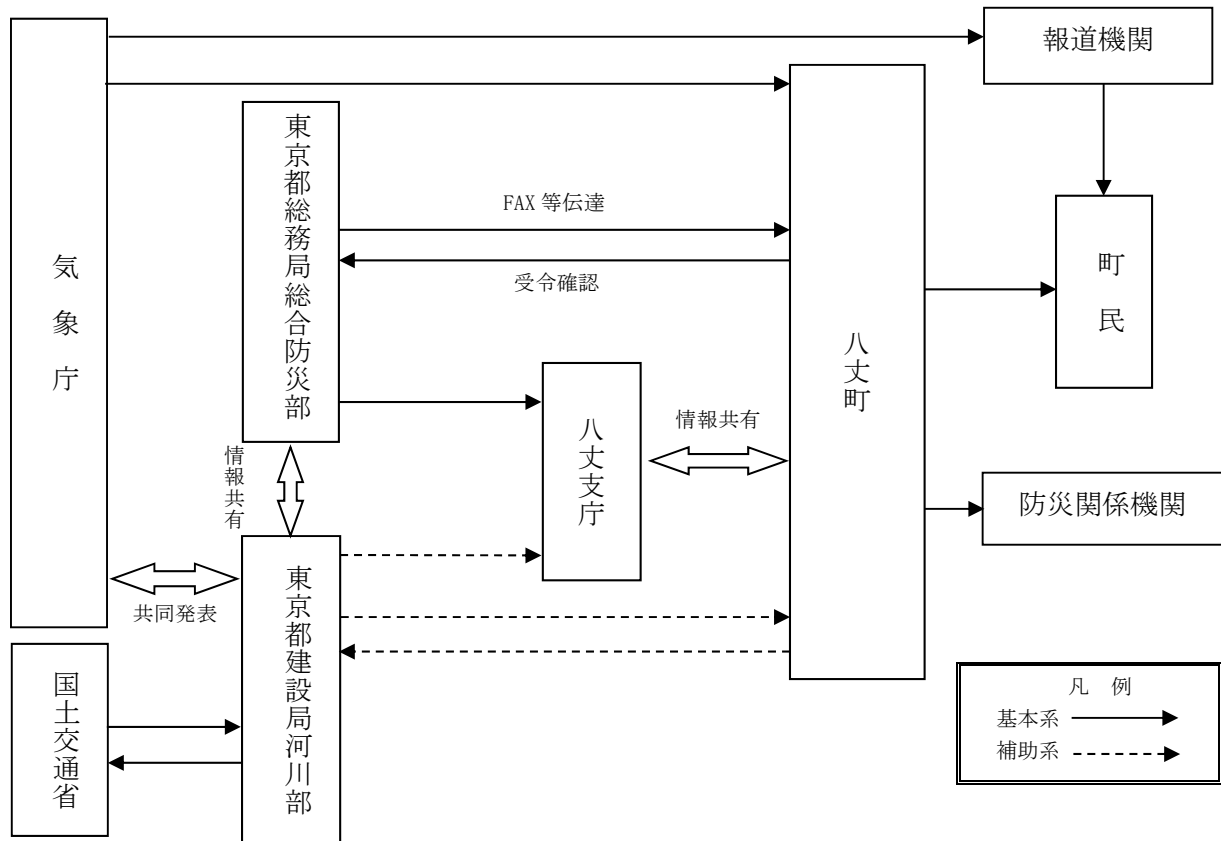
町は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、町民等に伝達し、町長が発令する避難指示等の判断に活用するものとする。(震災対策編第2部第9章「避難者対策」P177参照)

土砂災害警戒情報の内容は、警戒対象地域、警戒文と警戒対象地域や強い雨が降る範囲等を示した図から構成され、災害対策基本法第5条で基礎的な地方公共団体とされている区市町村に警戒を呼びかけることから、警戒対象地域には町名が記述される。土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、土石流とがけ崩れである。

第6 土砂災害警戒情報の伝達

都と気象庁が共同して雨量情報を監視し、2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超えたときに発表されるもので、都は、町及び支庁へ防災FAXを利用し、情報が伝達される。町は、FAXを受領した場合は、都総合防災部に対して、FAXの受領確認を行う。

町は、伝達された土砂災害警戒情報を島内の防災関係機関及び町民へ伝達するために、防災行政無線放送等を利用し、情報を伝達するものとする。



土砂災害警戒情報伝達系統図

第3節 被害状況等の報告体制

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第3「防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)」P138に準ずる)

第4節 災害時の広報及び広聴活動

(震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第4「広報活動」P145、第5「広聴活動」P146に準ずる)

第3章 水防対策

大雨、洪水、高潮、津波等による水災害を警戒、防御し、これらによる被害の軽減と防止を図り、町民の安全安心を確保するために水防法に定められた水防活動の実施に必要な計画を示したものである。

第1節 水防情報

第1 気象情報

町は、気象情報を収集する。気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。気象庁においては、町内2箇所に雨量観測所を設けている。

都は、町内3箇所（八丈、永郷、中之郷）に雨量観測所を設けており、水防災総合情報システムに掲載しているほか、東京都災害情報システム（DIS）を活用することで各種気象情報を収集することができる。

水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。警報・注意報の発表基準等については、資料編 警報・注意報基準一覧表（資料-7）が適用される。

町には、洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川に指定された河川はない。

第2節 水防機関の活動

第1 水防の責任及び機構等

- 1 水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第3条の規定に基づき、水防管理団体である町は、その行政区域内の水防を十分に果たすべき責務を有する。
- 2 都道府県（東京都）は、その区域における水防管理団体（町）が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（水防法第3条の六）
- 3 消防機関（消防本部及び消防団）が水防事務を処理する。（水防法第5条2項）
- 4 消防機関は、水防に関しては水防管理者（町長）の所轄の下に行動する。（水防法第5条3項）
- 5 水防管理者（町長）は、水防上必要があると認めるときは、都道府県（東京都）の水防計画で定めるところにより、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）
- 6 水防管理者（町長）は、水防のために必要と認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

第4章 警備・交通規則

第1節 警備活動

災害時における、町民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

第1 警備態勢

災害時には、町民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、関係機関は総力をあげて、速やかに町民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及び海難防止その他公共の安全と秩序の維持等を行う。

(1) 警備本部等の設置

災害が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(2) 部隊運用等の設置

- 1 警備要員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には参集する。
- 2 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。
- 3 被害の発生状況、態様等に応じて、機動隊、緊急救助隊の要請を行う。

第2 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- 1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2 災害地における災害関係の情報収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出、救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防及び取締り
- 9 行方不明者の調査
- 10 遺体の調査等(検視)

第2節 交通規制

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第2「交通規制」P78に準ずる)

第3節 海難防止対策

町は、海難対策等が必要となった場合、次の事項について支庁及び第三管区海上保安本部に対策等の実施を要請し、その活動に協力する。

- 1 支庁は、台風その他災害時に船舶の乗揚げ等より、人命、財産に被害を与えることのないよう、気象状況、港湾の自然的条件等を勘案し、係留箇所を選定、荷役の中止、入港制限等適切な処置をとり、被害を最小限に止めるよう措置する。
- 2 災害が発生する恐れがある場合には、支庁及び第三管区海上保安本部は、巡視を強化し、船留り等係船場所において船長に対し、気象・海象通報の伝達を行うとともに係留索等の強化を指導する。また、支庁は気象・海象状況によって、栈橋等係船施設の使用を禁止する。
- 3 万一、漁船等の遭難事故あった場合、第三管区海上保安本部は支庁、東京都島しょ農林水産総合センター、消防団、漁協等の協力を得て救助活動を実施するものとする。

第5章 医療救護等対策

第1節 初動医療体制

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第1「初動医療体制」P156に準ずる)

第2節 保健衛生・防疫体制

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第1-4「保健衛生体制」P161に準ずる)

(震災対策編第2部第8章第5節【復旧対策】第1「防疫体制の確立」P172に準ずる)

第3節 医薬品・医療資器材の供給

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第2「医薬品・医療資器材の確保」P165に準ずる)

第4節 遺体の取扱い

(震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第4「行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等」P167に準ずる)

第6章 避難者対策

風水害時に、被災者の生命、身体、安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。

高齢者等避難、避難指示の発令時に町は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

機関名	発災前			発災・被害の発生	
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
町	○気象情報の把握・状況の監視 →				
	○警報等の受信、伝達 →				
			○高齢者等避難 警戒レベル3		○避難所運営
			○要配慮者の避難誘導		
			○避難所開設		
			○避難指示 警戒レベル4		
			○避難誘導		
			○都に報告（状況・資器材）		
					○被災者の生活 支援活動
					○避難者把握・ 他地域への移送
都	○気象情報の収集・伝達 →				
			○避難所の情報収集		
				○被害状況の把握	
					○災害救助
					○自衛隊派遣要請
					○被災地外、他 自治体等への移 送要請

第1節 避難体制の整備

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第1「避難体制の整備」P180に準ずる)

第2節 避難指示等の判断・伝達

第1 高齢者等避難、避難指示

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、町長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。区域内において危険が切迫した場合には、町長は支庁長、警察署長及び消防長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都総務局に報告する。水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示を行うことができる。町長（水防管理者）が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定した町の避難基準に基づき、要配慮者に対する高齢者避難を発令する。平常時から自治会・地区組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

(1) 避難指示等一覧

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、町長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「緊急安全確保措置」も町民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。

これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他緊急に安全を確保するための措置をとるほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

措置		根拠	役割
高齢者避難		(地域防災計画等)	町長
避難指示等	・避難のための立退きの指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法 第60条第1項及び 第3項	町長
	(町長が指示できない、若しくは 求めるとき) ・避難のための立退きの指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官及び 海上保安官
	避難のための立退きの指示	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	町長 知事及びその命を 受けた職員

第2 避難指示等の判断基準等

1 土砂災害等に関する避難指示等発令基準

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第1「避難の指示」P191に準ずる)

2 津波発生時に関する避難指示等発令基準

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第1「避難の指示」P191に準ずる)

第3 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第1「避難の指示」P191に準ずる)

第3節 避難誘導

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第2「避難誘導」P195、第3「避難方式」P196に準ずる)

第4節 避難所の指定

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第2-2「避難所の指定」P185に準ずる)

第5節 開設・管理運営

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第4「避難所の開設・管理運営」P197に準ずる)

第6節 被災者の他地域への移送

(震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第6「被災者の島外への移送」P201に準ずる)

第7節 要配慮者の安全確保

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第2-2(2)「福祉避難所の指定及び配慮事項」P185に準ずる)

(震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第4「要配慮者対策」P188に準ずる)

第7章 物流・備蓄・輸送対策

被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。
輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。

(震災対策編第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」P203に準ずる)

第1節 飲料水の供給

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第2「飲料水の供給」P211に準ずる)

第2節 食料・生活必需品等の供給

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第1「備蓄物資の供給」P209に準ずる)

第3節 備蓄・調達物資の輸送

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第1「備蓄物資の供給」P209に準ずる)

第4節 輸送車両等の確保

(震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第5「輸送車両の確保」P213及び第6「船舶の確保」P214に準ずる)

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、町民の生活環境の保持を図る。

第1節 ごみ処理

大量に発生するごみの処理は、町が実施主体となり、被災状況や町民や関係機関からの要請を踏まえ、必要に応じて都に収集・運搬機材等の確保を要請するなど、迅速な処理体制を確保・実施する。また、被災地の衛生環境の確保を図る。

(震災対策編第2部第11章第5節【予防対策】第3「ごみ処理」P218に準ずる)

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第7「ごみ処理」P226に準ずる)

第2節 トイレの確保及びし尿処理

町は、災害用トイレの備蓄・確保、し尿の収集・搬入を実施する。

(震災対策編第2部第11章第5節【予防対策】第2「トイレの確保及びし尿処理」P217に準ずる)

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第6「トイレの確保及びし尿処理」P225に準ずる)

第3節 障害物の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第9「土石、竹木等の除去」P228に準ずる)

道路関係障害物の除去、河川・港湾関係障害物の除去については、震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】P77に準ずる。

第4節 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理は、町の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

(震災対策編第2部第11章第5節【予防対策】第4「災害廃棄物処理」P218に準ずる)

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第8「災害廃棄物処理」P227に準ずる)

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上水道、電気、ガス、通信等のライフライン関係機関における活動態勢を確立する。

ライフライン関係機関が、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、輸送・給水部は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。復旧にあたっては給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第6「水道施設」P84に準ずる)

第2節 電気施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を工事、施設の機能を維持する。

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第7「電気施設」P86に準ずる)

第3節 高圧ガス施設等

高圧ガス施設に被害が生じた場所は、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第8「高圧ガス施設」P88に準ずる)

第4節 通信施設

災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を実施する。

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第9「通信施設」P89に準ずる)

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

第1節 公共土木施設等

第1 道路・橋梁

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第1「道路・橋梁」P77に準ずる)

第2 河川、海岸施設等の応急対策

(震災対策編第2部第5章第5節【応急対策・復旧対策】第1「河川、海岸、港湾施設等の応急対策」P100に準ずる)

第3 港湾・漁港施設

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第5「港湾・漁港施設」P83に準ずる)

第4 空港施設

(震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第4「空港施設」P82に準ずる)

第5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等

(震災対策編第2部第3章第5節【応急対策】第2-4「砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策」P65に準ずる)

第2節 社会公共施設等

(震災対策編第2部第3章第5節【応急対策】第2-3「社会公共施設等の応急対策」P63に準ずる)

第11章 応急生活対策

第1節 被災宅地の危険度判定

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し町民の安全の確保を図る。

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び都が設置する危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第2「被災宅地の危険度判定」P220に準ずる)

第2節 住家被害認定調査及び罹災証明発行

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。罹災証明は、地震による被災世帯に対し、町、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配布等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第3「家屋被害状況調査等」P221、第4「罹災証明書の交付準備」P222、【復旧対策】第1「住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付」P232に準ずる)

第3節 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域内において、災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第2「被災住宅の応急修理」P233に準ずる)

第4節 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された地域において、災害により、住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第4「応急仮設住宅の供給」P234に準ずる)

第5節 町営住宅の応急修理

応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な町営住宅においては、応急修理を行う。

第6節 建設資材等の調達

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資機材は、八丈島建設業協会等があっせんする事業者を通じて調達する。なお、必要に応じて、都の関係局に対して、資材等の調達を要請する。

(震災対策編第2部第11章第5節【復旧対策】第5「建築資機材の調達」P236に準ずる)

第 7 節 被災者の生活確保

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【復旧対策】第 7 「被災者の生活相談等の支援」 P237 に準ずる)

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【復旧対策】第 8 「被災者の生活再建資金援助等」 P237 に準ずる)

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【復旧対策】第 9 「租税等の徴収猶予及び減免等」 P243 に準ずる)

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【復旧対策】第 10 「郵便・電話料金などの免除等」 P243 に準ずる)

第 8 節 義援金の取扱い

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【応急対策】第 5 「義援金の募集・受付・配分」 P224 に準ずる)

第 1 2 章 災害救助法の適用

第 1 節 災害救助法の適用

(震災対策編第 2 部第 11 章第 5 節【応急対策】第 10 「災害救助法等の適用」 P229 に準ずる)

第13章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害制度

(震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第11「激甚災害の指定」P231に準ずる)